

知的財産情報開示指針(案)に対する意見募集の結果について

平成 16 年 1 月 27 日
経済産業省

平成 15 年 12 月 19 日付けで、知的財産の取得・管理指針(案)に対するパブリックコメントの募集を行いました。

その結果、以下のとおり御意見をいただきました。その内容及び寄せられた御意見に対する考え方は、以下のとおりです。

1. パブリックコメントの実施方法

- (1) 意見募集期間 平成 15 年 12 月 19 日～平成 16 年 1 月 16 日
- (2) 告知方法 経済産業省ホームページへの掲載
- (3) 意見提出方法 電子メール、FAX、郵送

2. 御意見等の到着件数 20 件(業界団体 6 件、企業 8 件、個人 6 件)

3. 主な御意見の内容

(1) 知的財産情報開示指針(案)について

【全般に対するご意見】

寄せられた御意見は、本指針(案)の内容に概ね賛成するものでした。

(団体(IR 関係学会)からの御意見)

本指針案では、企業による自発的開示、ならびに企業と資本市場との双方向コミュニケーションにあたって、「言語」を提供するとの趣旨が明記され、きわめて現実に即した指針だと思われます。(中略)今後、実例の積み重ねにより、情報利用の洗練を期待しております。

(団体(企業 IR 担当者等)からの御意見)

本指針案は、実務に耐えうる内容を目指し、欧米でも完成されたものがない中、一歩踏み出した初めてのものである点、開示の手法として任意開示による手法を選択した点が、評価に値すると考えております。

(団体(弁理士)からの御意見)

企業と市場との間の双方向コミュニケーションを高めるため、知財報告書に対する明確な指針を提示している点、大企業だけでなく中小・ベンチャー企業を広く対象としている点において大きく評価できる。

(個人(機関投資家関係)からの御意見)

本指針は、我々機関投資家が企業の中長期の投資判断を行なうにあたって、きわめて重要な情報と認識しています。情報開示により、元来優れたポテンシャルを秘めている企業が、自らのコア・コンピタンス、さらには経営戦略を旗幟鮮明にするという効果も大いに期待されると確信しています。将来的に多くの企業が知的財産に関する情報開示を積極的に行なうことを期待します。(同意見、市場側団体・機関投資家等企業から他 6 通)

その上で、以下の事項について指摘・要望が寄せられました。

【 指針の任意性に関するご意見】

指針の任意性につき支持される意見を頂きました。一方、開示される情報の利用価値を留める観点から比較可能性を求める意見、また、各企業の任意性を更に確認する記載を求める意見もいただきました。

(団体(企業 IR 担当者等)からの御意見)

本指針案は、(中略) 開示の手法として任意開示による手法を選択した点が、評価に値すると考えております。(中略)一方、開示の自由度が高い分、開示内容がバラバラで、企業間の比較可能性が低くなる恐れを懸念しております。比較可能性が低いと市場サイドの利用価値も低くなり、企業の開示努力は報われないものになると思われます。その意味で、何らかの形で比較可能性を担保しておくことは重要と考えます。

(個人(機関投資家関係)からの御意見)

企業側の情報開示メリット加速化のため、(1)情報公開を「各企業の任意判断」とするのではなく、最低限の必須事項を明確にする、(中略)一段と踏み込んだ内容になることを切望いたします。

(団体(企業知的財産担当者)からの御意見)

第5章における「本指針は、企業と市場との間での相互理解を高めるための一つの手法として知的財産情報の開示を推奨するものである。従って、企業としては、当該指針に従った報告書を発行するだけでは、必ずしも本来の目的が達成されるとは言えない」等の記載は、本指針は強制であり、企業を規制するものであるとの誤解を生じさせる懸念がある。更に、本情報開示が法や規制により半強制されるべきものではなく、企業が開示の要否のみならず開示範囲(10項目は例示であり、企業の自由選択であること)をも任意に決定できるよう、また、従来の経営情報開示と同様にすべて企業責任として対応すべきであることが明確になるよう、表現振りにご配慮いただきたい。(同意見、団体(企業知的財産担当者)、企業(知的財産担当者)から他3通)

(御意見に対する考え方)

開示につき何の目安も無い状態では、情報利用側にとっては比較可能性が無く、情報利用価値がなくなる懸念があり、逆に開示側にとっては折角開示した情報が利用されないという、努力が報われない結果になりかねません。そこで、「知財経営」にかかる企業と市場の対話が始まる、ひいては企業が効率的に情報開示を行なえるよう、知的財産の情報開示の目安を提示するため、本指針(案)を策定することになりました。

そのため、本指針は任意開示を前提としており、表紙にもサブタイトルとして「特許・技術情報の任意開示による企業と市場の相互理解に向けて」と明示し、本文中にも、7ページ(3)本指針における開示の考え方で、「あくまでも任意の開示であること」という原則を冒頭に記載することをはじめ、その趣旨を繰り返し述べています。

本指針が強制であるかのような誤解を生じさせる表現振りではないかのご指摘については、部分的な引用文章のみにとられるのではなく、本指針の趣旨を踏まえた上で、前後の文章と併せ、参考にしていただきたいと考えます。

【 開示情報の内容について】

寄せられたご意見は、概ね企業の戦略的判断に基づき各社作成できることで実効性が確

保されていると評価するものでしたが、一部、情報開示が企業にもたらすリスクにつき留意が必要とのご意見をいただきました。

(企業(知的財産担当者)からの御意見)

開示内容について、知的財産情報を開示することにより、競合他社や特許権者等にも情報を提供することになり、後発品、模倣品、係争、訴訟等のリスクを高めることが懸念されます。

(団体(IR関係学会)からの御意見)

開示内容について、企業が各自の戦略的判断にもとづいてカスタマイズすることが想定され、実効性が確保されていると考えます。

(御意見に対する考え方)

開示情報の内容については、6ページから7ページにかけて、投資家が求めている情報は、経営陣が発する経営方針に関する説明を裏付ける情報、すなわち「知財経営」が実践されていることを示す情報であること、企業側は万が一営業秘密の開示を求められた場合、戦略的に開示を断ることも重要であることを明記しています。

【開示媒体について】

将来的には年次報告書と別途、知的財産報告書を作成されることを期待する意見が寄せられた一方、年次報告書とは別途の「知的財産報告書」という形での開示が強制されるものではないことを確認されたいとの意見が寄せられました。

(個人(大学関係者)からの御意見)

開示媒体につき、年次報告書の中等に記載されることが望まれるとあるが、(中略)将来的には報告書として別途作成されることが期待される、との表現にはどうか。年次報告書の中に記載されるだけでは知財報告書の存在そのものが薄れてしまう可能性も否定できないのではないかと。

(企業(知的財産担当者)からの御意見)

年次報告書と別途作成しなければならないような記載は誤解を招く可能性があり、任意性につき、誤解なく正しく理解されるような指針にしていきたい。(同意見、企業(知的財産担当者)から他1通)

(御意見に対する考え方)

開示媒体については、9ページ「情報開示の媒体」の説明で、「媒体としては、(中略)年次報告書、IR説明会用の資料や口頭での説明、ウェブサイトへの掲載等が考えられる。しかし、投資家には、企業の知財経営の方向性を簡潔にまとめた一覧的な開示への要望が強いことから、複数の資料において分散している情報を集め、年次報告書の中等に知財経営の視点から整理し直した「知的財産報告書」を作成することが望まれる。」と記載し、情報利用者側の望む方向性を示しています。

ご指摘のとおり、年次報告書の中に記載されるよりも、別途作成された方が、投資家の利便性にも資するばかりでなく、企業にとっても市場により強いアピールが可能かと思われます。しかし、本指針は、任意開示の目安を提示したものであり、出口論ではなく、あくまでも企業と市場の間で行なわれる議論の入口であることご理解いただければと存じます。今後、各企業が戦略的に知的財産情報を開示していく過程で、本指針を参考に、各企業戦略に添った形での情報開示がなされることを期待します。

【 開示情報の運用について】

投資判断として10項目はいずれも有用であり、開示を期待するとの御意見を頂きました。一方、10項目のうち、企業戦略上開示しない企業について、一律に開示に消極的であると解すべきではないとの御意見を頂きました。

(企業(機関投資家)からの御意見)

本指針は、我々機関投資家が企業の中長期の投資判断を行なうにあたって、きわめて重要な情報と認識しています。今回の10項目はいずれも投資家として知りたい内容です。各企業は最低限、開示情報10項目を開示されることを期待します。(同意見、個人(機関投資家関係)から他2通)

(団体(企業知的財産担当者)からの御意見)

開示媒体について、名称や一覧性について、「知的財産報告書」という媒体を採用しなければ、開示に消極的とみなされるべきではないと考えます。また、10項目全てを開示しなければ開示に消極的とみなされるべきではないと考えます。指針の運用にあたっては、その旨を明記すべきと考えます。

(御意見に対する考え方)

知的財産報告書及び、10つの項目については、企業と市場の知的財産情報に関する対話の手法として、有用と考えています。開示情報の運用・評価は、個別に市場との関係の中で判断されるべきものと考えます。

なお、指針(案)本文では、17ページ「第5章開示情報の利用への期待」で、企業と市場の双方に、期待される利用のされ方を概観しています。具体的にはこの中で、市場側に対し、「断片的な情報を鵜呑みにするのではなく、知的財産の事業活動への貢献という視点から企業の収益力の成長性・持続性を見極める能力を身につけていくことが期待される。」と明記しています。

(2)その他

【 評価指標について】

知的財産戦略を量る指標、評価手法について、議論がなされるべきであるとの御意見をいただきました。

(団体(弁理士)からの御意見)

前提条件や数量的裏づけのために、一定の先行指標を推奨することが有益であると考えますが、先行指標は実態を反映したものである必要があり、これについても広く意見聴取することを考慮すべきではないか。

(企業(知的財産担当者)からの御意見)

知財の質が何で評価されるのか、明確にして欲しい。企業の知財戦略の評価が、市場関係者によってなされる前に、むしろマスコミ、報道関係者がどのように表現するかによるところが大きいのではないかと懸念しています。

(個人(機関投資家関係)からの御意見)

残された課題として、まず、知財の評価に当たっては、企業側の説明努力だけに頼るのではなく、客観的な評価指針の作成や、市場サイドの評価技術の高度化への努力・研鑽を望みます。

(御意見に対する考え方)

本小委員会では、別途知的財産戦略指標策定に向けた検討を開始しています。この中で、公表データを用いて分析を行なうミクロの観点からの検討も行なっています。マスコミを含む関係者の方々には、指針(案)でも記載したとおり、断片的な情報を鵜呑みにすることなく、業種・各企業の戦略によって異なる知的財産の利用法等を理解し、各個別企業の分析を行なっていただくことを期待します。

【 普及及び今後の展開について】

その他、下記のようなご意見が寄せられました。

(個人(機関投資家関係)からの御意見) 新たな情報開示は、投資家の認知度向上に大きく貢献するはずですが、依然、株式市場における知財関連の知識は低く、今後の普及活動を行なうことが必要不可欠と考えます。
(個人(機関投資家関係)からの御意見) 投資家にとって、より判りやすい情報にするために「知財経営」を「その成果」との関係性を可能な限り示すことも必要であると確信しており、一段と踏み込んだ内容になることを切望いたします。
(個人(機関投資家関係)からの御意見) 最近、企業が提出を望まれる報告書の類が急増しています。個別企業にとってはコストをいかに抑えるかの手法の開拓も必要と考えます。(ネット化等の普及で、将来的には企業のコストはそれほどかからないのでは、という意見もあり。)
(個人(弁理士)からの御意見) 情報開示とともに、中小企業・ベンチャー企業の事業化に際し、マーケティングデータベースの構築、技術の優位性を理解できるネットワークの構築、グレースピリオド等法的保護など、環境整備が必要と考えます。

(御意見に対する考え方)

市場関係者間でも、企業を中長期の観点から判断する一つの指標として知的財産を捉えていただき、更なる議論が行なわれていくことを期待しています。また、知的財産の活用を促進する観点からも、開示情報を的確に評価できる環境整備等を行ない、知的財産情報の開示の効果がより大きくなるように、働きかけていきたいと考えています。そのため、まず本指針の趣旨を理解いただくことが重要と考えており、今後、説明会やセミナーを行う等、普及活動を行っていくことを予定しています。